

## 図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する 検討に当たっての論点について（案）

### 1. 問題の所在

図書館関係の権利制限規定（著作権法（以下「法」という。）第31条）については、従来から、デジタル化・ネットワーク化に対応できていない部分があるとの指摘がなされてきたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスなどについてのニーズが顕在化した。

こうした状況を踏まえ、知的財産推進計画2020（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）において、図書館関係の権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることが短期的に結論を得るべき課題として明記されたことから、早急に対応を検討する必要がある。

その際、デジタル化・ネットワーク化への対応を優先課題としつつも、平成29年4月の著作権分科会報告書において順次検討を行うものとして位置づけられていた課題（図書館における公的機関の作成した広報資料の全部複製やインターネット上の情報のプリントアウト）をはじめ、関連する諸課題についても併せて検討を行うこととする。

#### ◆知的財産推進計画2020（令和2年5月27日知的財産戦略本部決定）（抄）

##### 【本文】

絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

##### 【工程表】

図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについては、2020年度内早期に文化審議会で検討を開始し、2020年度内に一定の結論を得て、法案の提出等の措置を講ずる。

### 2. 検討課題及び論点（案）

#### （1）絶版等資料へのアクセスの容易化について（法第31条第3項関係）

##### ①現行規定・課題

現行規定上、国立国会図書館から他の図書館等に対してデジタル化された絶版等資料のインターネット送信を行い、送信先の図書館等において、その絶版等資料を館内での閲覧に供するとともに、一部分を複製して利用者に提供することが可能となっている。

一方で、図書館等の館内での閲覧に限定されているため、家庭等からインターネットを通じて閲覧することはできず、また、一部分の複製及び複製物の提供に限定されているため、図書館等から利用者に対してメール等によりデータを送付することもできない。

このため、感染症対策等のために図書館等が休館している場合や、病気や障害等により図書館等まで足を運ぶことが困難な場合、そもそも近隣に図書館等が存在しない場合など、図書館等への物理的なアクセスができない場合には、絶版等資料へのアクセス自体が困難となるという課題がある。

## ②考えられる対応

図書館等への物理的なアクセスができない場合にも、絶版等資料を円滑に閲覧することができるよう、国立国会図書館が、一定の条件の下で、絶版等資料を各家庭等にインターネット送信することを可能とすることについて検討を進めることとしてはどうか。

## ③検討に当たっての主な論点

### ○ 送信の形態

- ・ 誰もが閲覧できるよう一般公開を行うか、ID・パスワードなどにより閲覧者の管理を行うか、特定の者を対象とした限定公開とするか
  - ・ ストリーミングのみとするか、プリントアウトやダウンロードを可能とするか
- (※) 送信形態と絶版等資料のコピーサービス（法第31条第3項後段）との関係にも留意

### ○ 「絶版等資料」の内容の明確化及びその担保・確認の徹底

(※)「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」（資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会）（平成24年12月10日国図電1212041号、改正平成31年1月24日国図電1901151号）において、送信対象資料の範囲や除外手続等が定められている（権利者の利益保護等の観点から、法第31条第3項において規定されていない様々な事項についても記載）。

### ○ 国立国会図書館から送信される絶版等資料に係る公の伝達権の制限

(※) 図書館等以外の場における公の伝達の取扱いにも留意

## (2) 図書館資料の送信サービスについて（法第31条第1項第1号関係）

### ①現行規定・課題

現行規定上、国立国会図書館又は政令で定める図書館等は、営利を目的としない事業として、調査研究を行う利用者の求めに応じ、公表された著作物の一部分を一人につき一部提供する場合に限り、図書館資料を複製・提供することが可能となっている。

一方で、複製及び複製物の提供に限定されている（複製権と譲渡権の制限はされているが、公衆送信権の制限はされていない）ため、図書館等から利用者に対して、FAXやメール等による送信を行うことはできない。

この点、遠隔地から資料のコピーを入手しようとする場合、郵送で複製物の送付を受けることは可能であるが、郵送サービスを実施している図書館等は多くなく、複製物の入手までに時間がかかる（特に海外等からの請求の場合には顕著）などの課題もあり、デジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえた利用者のニーズに十分に答えられていない面があると考えられる。

## ②考えられる対応

図書館等が保有する多様な資料のコピーを利用者が簡便に入手できるようにしつつ、権利者の利益保護を図るため、新たに補償金請求権を付与することを前提に、図書館等が一定の要件の下で、図書館資料のコピーを利用者にFAXやメール等で送信することを可能とすることについて検討を進めることとしてはどうか。

## ③検討に当たっての主な論点

- 送信の形態（FAX送信、メール送信、ID・パスワードで管理されたサーバーへのアップロードなど）
  - (※) 併せて、来館者に対する電子媒体での複製・提供（現行規定上も排除されていない）の在り方も検討
- 補償金請求権
  - ・ 対象範囲（新たに可能とする「公衆送信」のみを対象とするか）
  - ・ 支払い主体・実質的な負担者
    - (※) 図書館法第17条に規定する公立図書館の無料原則との関係にも留意
  - ・ 補償金額の決定方法
  - ・ 補償金額の料金体系
  - ・ 補償金の徴収・分配スキーム、受領者
    - (※) 利用実績の正確な把握・管理、それに基づく適切な分配の在り方に留意
- データの流出防止措置
  - ・ 図書館等における送信後のデータ破棄の要否
  - ・ 図書館等における流出防止のための管理体制の構築
  - ・ ユーザーによる不正拡散防止のための措置（公衆送信時に電子形式での複製等を技術的に禁止する措置を講ずる、利用登録時に契約を締結する、著作権法上のルールを明示するなど）
- 電子出版等の市場との関係
  - ・ 電子出版等の市場を阻害しないような担保（ただし書の新設など）
    - (※) 仮に、一定の資料を権利制限の対象外とする場合、該当資料の確認方法について要検討（国会図書館のデータベースの活用など）
    - (※) 図書館向けの電子書籍販売サービスへの影響についても留意

○ 主体となる図書館等の範囲

- ・ 送信サービスのニーズや適切な運用の担保等の観点を踏まえた主体の限定  
(※) 適切な運用を図るための著作権教育・研修等の充実についても留意

(3) その他関連する課題

① 「一部分」要件の取扱い

公的機関が作成した広報資料・報告書、一冊に複数（多数）の著作物が掲載されているもの、短文や写真等の著作物、発行後「相当期間」を経過した出版物（定期刊行物以外）、絶版等資料、電子媒体の刊行物（一部分の範囲が不明確）など  
(※) 仮に「一部分」要件を見直し場合、権利者の利益保護の在り方について要検討  
(ただし書の新設など)

② 図書館等におけるインターネット上の情報のプリントアウト・電子的な保存

(私的使用目的の複製（法第30条第1項）と評価できるか否かなど)

③ 私的使用目的の複製（法第30条第1項）との関係（法第31条第1項との棲み分け）

(※) 来館者によるスマホ等での撮影の問題についても留意

④ 図書館等の範囲（小・中・高の学校図書館の取扱いなど）

⑤ 図書館資料の定義（他の図書館から借り受けた資料の取扱いなど）

⑥ 適切な運用を担保するための著作権教育・研修等の充実【再掲】

## 参照条文

### ○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（図書館等における複製等）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
  - 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
  - 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

### ○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（抄）

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三 法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

- 一 図書館法第二条第一項の図書館
  - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設
  - 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
  - 四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの
  - 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
  - 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（第二条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第六号の規定による指定をしたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（図書館等に類する外国の施設）

第一条の四 法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第一百零二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める外国の施設は、外国の政府、地方公共団体又は営利を目的としない法人が設置する施設で図書、記録その他の資料を公衆の利用に供する業務を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約により創設された国際同盟の加盟国に所在するものであること。
- 二 司書等に相当する職員が置かれていること。
- 三 国立国会図書館との間で、絶版等資料に係る著作物の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項その他の文部科学省令で定める事項について協定を締結していること。

## ○図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）

（入館料等）

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

（入館料等）

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

## ○国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。
  - 二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府県の議会その他の地方議会、公務員又は図書館人を援助する。
  - 三 国立国会図書館で作成した出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡す。
  - 四 日本の図書館資料資源に関する総合目録並びに全国の図書館資料資源の連係ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覧表の作成のために、あらゆる方策を講ずる。
- ② 館長は、前項第一号に規定する複写を行つた場合には、実費を勘案して定める額の複写料金を徴収することができる。
  - ③ 館長は、その定めるところにより、第一項第一号に規定する複写に関する事務の一部（以下「複写事務」という。）を、営利を目的としない法人に委託することができる。
  - ④ 前項の規定により複写事務の委託を受けた法人から複写物の引渡しを受ける者は、当該法人に対し、第二項に規定する複写料金を支払わなければならない。
  - ⑤ 第三項の規定により複写事務の委託を受けた法人は、前項の規定により收受した複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写事務に要する費用を負担しなければならない。